

埼玉県東部中央福祉事務所社会福祉法人認可等 及び介護老人保健施設等審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設整備に対する補助金交付事務及び介護老人保健施設等整備事務の適正化を図るため、埼玉県東部中央福祉事務所社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 社会福祉法人の設立認可に関すること。
- (2) 社会福祉施設の整備に対する補助金に関すること。
- (3) 介護老人保健施設等の整備に関すること。
- (4) その他社会福祉法人、社会福祉施設及び介護老人保健施設等に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 介護保険・施設整備担当部長

なお、委員長が特に必要と認める場合は上記職以外の者を充てることができる。

また、上記のほか委員長が特に必要と認める者（オブザーバー）を出席させることができる。

- 2 委員会の委員長は、所長の職にある者をもって充てる。副委員長は委員長が指定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(審査)

第4条 東部中央福祉事務所は、社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設整備に対する補助及び介護老人保健施設等を整備しようとするときは、委員会の審査を経なければならない。

- 2 委員会は、第2条（1）の事項にあつては、関係法令並びに社会福祉法人審査基準及び社会福祉法人審査要領に基づき審査を行うものとする。
- 3 委員会は、第2条（2）の事項にあつては、関係法令並びに国、県の整備方針及び別に定める「埼玉県社会福祉法人認可等審査要領（介護老人保健施設等分を除く。）」に基づき審査を行うものとする。
- 4 委員会は、第2条（3）の事項にあつては、関係法令並びに国、県の整備方針及び別に定める「埼玉県社会福祉法人認可等審査要領（介護老人保健施設等分）」等に基づき審査を行うものとする。
- 5 審査会は、第2条（4）の審査に当たっては、前4項の規定を準用する。
- 6 委員会の委員は、審査において知り得た個人に関する秘密を厳守しなければならない。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の説明)

第6条 委員長は、審査のために、法人代表者（設立代表者を含む。）等関係者を委員会へ出席させて、説明を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険・施設整備担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 9月 1日から施行する。